

A X - 8

民 事 訴 訟 法

甲は、乙に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づいて、損害総額 300 万円のうち 150 万円の支払を求める訴え（以下「本件訴え」という。）を提起し、以下の①から③までの主張をした。

- ① 甲は、道路を歩行中、乙の運転する自転車と衝突し、その衝撃で、甲が手に持っていた甲所有の壺（以下「本件壺」という。）が粉々に砕けてしまった。
- ② この事故は、乙が脇見運転をしていたために発生したものであり、乙には事故の発生につき過失がある。
- ③ 本件壺は著名な陶芸家の制作したもので、その時価は 300 万円であるから、甲の受けた損害額は 300 万円である。

この場合において、次の各小問に答えよ（各小問は独立した問いとする。）。

- 1 乙は、甲の主張①及び③を認めたが、甲の主張②は否認した。裁判所は、証拠調べの結果、乙が脇見運転をしていた事実は認められないが、乙がブレーキ操作を誤ったとの事実が認められるため、乙には事故の発生につき過失があるとの心証に至った。この場合、裁判所は、甲も乙も主張していない乙がブレーキ操作を誤ったとの事実を判決の基礎とすることができるか。

- 2 乙は、甲の主張①及び②を認めたが、甲の主張③は否認し、本件壺の時価は 10 万円にすぎないと主張した。裁判所は、証拠調べの結果、本件壺の時価は 10 万円であるとの心証に至り、乙に対して 10 万円の支払を命ずるとともに、甲のその余の請求を棄却する判決をした。この判決の確定後、甲は、本件訴えと同様の主張をしつつ、本件訴えで請求しなかった残額 150 万円の支払を求めて乙に対する損害賠償請求訴訟を提起した。裁判所はどのような判決をすべきか。

(100 点)

A X - 8

刑 事 訴 訟 法

次の事例を読んで、後の設問に答えよ。

【事例】

- 1 被害者Vは、平成30年6月8日午前10時頃、「甲市に出かけてくる。遅くとも夕飯時には帰る。」と家人に告げて、外出した。ところが、同日夜遅くなってもVは帰宅せず、その後も連絡がつかなかったため、同月10日、家人が警察に捜索願を提出した。それから約半年が経過した同年12月1日、甲市から約100キロメートル離れた山林でVの白骨化した死体が発見された。法医学者による鑑定によっても、Vの死因を詳しく特定することはできなかった。
- 2 検察官は、所要の捜査を経て、XをVに対する殺人の罪及び死体遺棄の罪で起訴した。起訴状に記載された殺人の公訴事實は、①「被告人は、平成30年6月8日午後5時30分頃、甲市〔以下地名番地略〕所在のホテル甲305号室において、V（当時40歳）に対し、殺意をもって、その頭部等に手段不明の暴行を加え、よって、その頃、同所において、頭蓋冠、頭蓋底骨折に基づく外傷性脳障害又は何らかの傷害により、同人を死亡させて殺害したものである。」というものであった。
- 3 公訴提起に先立ち、検察官の取調べを受けた参考人Wは、「VはXとの間でかねて金銭トラブルを抱えていた。平成30年5月頃には、XとVが激しく言い争っているのを見た。」と供述した。検察官は、この供述を②書面に録取していた。

【設問】

- 1 刑事訴訟法第256条第3項は、「公訴事實は，訴因を明示してこれを記載しなければならない。」とした上で、「訴因を明示するには，できる限り日時，場所及び方法を以て罪となるべき事實を特定してこれをしなければならない。」と規定し，起訴状で訴因を特定して明示することを要求している。その趣旨について，簡潔に説明せよ。
- 2 設問1に対する答えを踏まえつつ，下線部①の記載の適否を論ぜよ。
- 3 Xに対する殺人・死体遺棄被告事件の公判において，下線部②の書面の証拠能力が認められるのはどのような場合か。この書面に基づきどのような事實を推認することになるのかを考えた上で，Xが公訴事實を争わなかった場合と公訴事實を争った場合に分けて，具体的に説明せよ。

(100点)